

平成27年第5回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

1. 招集年月日 平成27年6月8日(平成27年5月26日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成27年6月16日(火) 午前 9時30分
閉会 午後 1時36分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	桑野 修	総務課長	服部 導士
危機管理課長	藤間 修	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学		
教育委員長	寺本 恵子	教 育 長	土居 達也	学校教育課長補佐	山崎 史朗
生涯学習課長	能美 恭志	監査委員	實田 譲	農業委員会長	田中 正規

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成27年第5回邑南町議会定例会議事日程(第4号)

平成27年6月16日(火) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 陳情の委員長報告

陳情第2号 農協改革など、「農業改革」に関する陳情

日程第4 議案の討論、採決

議案第48号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について

議案第49号 邑南町いこいの村しまね条例の一部改正について

議案第50号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

議案第51号 財産の取得について

議案第52号 財産の取得について

議案第53号 平成27年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第54号 平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第55号 平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について

議案第56号 平成27年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第57号 平成27年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第58号 平成27年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第6 議員派遣について

平成27年第5回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

平成27年6月16日(火)

—— 午前9時30分開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(辰田直久) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。11番清水議員、12番亀山議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(辰田直久) 日程第2、一般質問。昨日に引き続きまして一般質問を行います。通告順位第5号、中村議員登壇をお願いいたします。
- 中村議員(中村昌史) 議長。
- 議長(辰田直久) 9番、中村議員。
- 中村議員(中村昌史) おはようございます。9番中村でございます。ええ、二日目のトップバッターということでございます。お付き合いのほどよろしくお願いします。ええと、今回は、ええ、2点について通告をいたしております。ええ、順に質問をしていきたいというふうに思います。ええと、最初にですね、森林資源のフル活用と木質エネルギーの自給自足について、問います。ええ、現在島根県では2カ所の大型バイオマス発電所が稼働しようとしております。ええ、そこへの燃料供給を目的に本町でも県森連木材市場にチップ製造施設を整備中でございます。ええ、林地残材を活用する意味では有効な取り組みだと考えますが、このことについての疑問点、ええ、あるいは懸念の残ること何点かを質問をしたいと思います。ええ、まず、ええ、この2カ所の発電所に燃料として供給できる、ええ、木材の規格、規格と言いますか、こりゃあ、農林規格といった性能規格ではなくてですね、ええ、樹種であるとか、発生の由来など、どういった物が燃やせるのかということを聞きたいと思います。
- 植田農林振興課長(植田弘和) 番外
- 議長(辰田直久) 植田農林振興課長。
- 植田農林振興課長(植田弘和) ええ、バイオマス発電事業へ燃料として供給する木材の規格についてご質問でございますが、ご質問の中でございましたように、バイオマス発電用の木材には太さや、長さなどの規格といったものはございませんで、ええ、山から切り出された木材のうち、建材用になる物をA材、そして合板用になる物を通常B材というふうに呼んでおりますけれども、これらのA材とB材というふうに呼ばれる物を除いた低質材が一般に発電用木材の対象として考えられております。そして、ええ、その発生の由来とか樹種についてでございますが、発生の由来につきましては、大きく三つに分けるようになっておりまして、一つは間伐材由来の物、それから一般木質バイオマ

スと呼ばれる製材の端材などの物ですとか、先ほどの間伐由来に分類されない物。そして残りの三つ目が建築資材の廃棄物、この3種類ございまして、その内の間伐材由来の物と一般木質バイオマスの物が通常発電用の燃料というふうに考えられております。樹種については特に規定はございません。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) えと、あのう、今いろいろ懸念が持たれておりますのは、あのう、ええ、燃やせる物が何なのかっていうところですね、あのう、きちんと伝わっておらずに、あのう、このバイオマス発電を推進していけば、山はきれいになるんだというふうなことを言われておるといふ方もおられます。そういう話をちらほら聞きます。ええ、ほんとにそうなのかというところをちょっと今から話をしてみたいといふふうに思います。あのう、えと、県の方がですね、ええと、発電利用に供する木質バイオマスの証明事務取扱要領というものを定めておりまして、ええと、どういう物を木質バイオマスの燃料として供給することができて、その場合にはどういうふうな証明をつけなさいというふうなことが定められております。まあ、これの元になるのは林野庁が作っております、ええと、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインというようなものがある、国が定めたものがある、それに基づいて県が作っております。ええ、その中にですね、県の証明事務取扱要領の中に木質バイオマスの由来区分と証明書添付書類という表がございまして、ええ、これちっちゃな字で書いてありますんであれなんです、ええと、一つはまあ、間伐材、ええ、それから森林経営計画に基づく主伐。ええ、それから保安林の伐採、国有林の伐採、ええ、最後に上記以外の伐採というふうにあります。これだけ見ると先ほど課長は間伐材というふうなことをおっしゃいましたが、ええと、かなりな範囲で、ええ、燃料になり得るような気がするんです。あのう、内容が私も、そのう、ええ、これはどういうことかいねということを県の方へ問い合わせたりしておりますので、ええ、ちょっと分からないんですが、ええ、この表のことを課長ご存じだと思いますが、ええと、少しですね、そのあのう、先ほど言いました間伐材、それから森林経営計画に基づく主伐。それから保安林の伐採とか国有林っていうのは、ええ、町には直接関係ないかも知れません。上記以外の伐採と、最後のですね、具体的にまあ、どういうふうなところを切った物なのかというふうに捉えればいいのか、少しご説明をいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、由来の違いのことに関する、質問だというふうにするんですけども、ええ、もともとあのう、木質バイオマスの発電というのは、特にその発生由来というのはですね、あのう、一般の木材とそれ以外の産業廃棄物という程度の大きな分類に二つぐらいしかなかったんですけども、ええ、そこに山で林地残材として放置されている材をもっと積極的に活用と、しようとする考えが出てきて、ええ、従来よりも売電単価を上乗せされた間伐材由来という区分が新設をされたわけなんです。ですので、ええ、従来よりも高い単価を設定しておりますので、ええ、その高い単価の

売電価格を得るための燃料になる間伐材由来の木材というのは、どういうふうに本当に出てきたのかということをしちゃんと証明する必要が出てきたわけです。それで、ええ、山から切って、それをたとえば市場に出したり、それからそれを製材にしたり、それ、そしてチップを作ったりというそれぞれの工程を踏む中で関わられる業者の皆さんが、それぞれに、ええ、島根県の木材協会の認定を受けられて、ええ、木質バイオマスの由来証明というものを作って、次に業者さんへ引き継いでいくということが規定されているわけなんです。まあ、そういったことが先ほどのおっしゃった証明事務取扱要領の中に1点書かれております。そうしてもう一つですね、その一般に、ええ、間伐材由来の木材、というのは私たちが説明するときには、ええ、経営計画の策定された森林から切り出された物であるとか、それから国有林であるとか、保安林であるとか、そういうところから切り出された物というふうに漠然と、あのう、説明するんですけども、実際の事務取扱の中では、そういった中でも一部間伐材由来に該当しない一般木材に区分しなければならない物がある。で、それがどういう物なのかを細かく記入した物が、先ほどおっしゃいました由来区分、いう表の中に書かれている内容でございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) あのう、ええ、お聞きの皆さんはこの表が手元にないんで、お分かりにならないかと思いますが、あのう、要はですね、あのう、何が燃やせて、何が燃やせないのかっていうところが、ええと、一般の皆さんにも分かるようになってかならないものだろうかということです。で、一つ、あのう、一つ例を挙げて、あのう、お聞きしたいんですが、ええ、たとえば、ええ、事業者の方が森林、まあ、伐採をされると、まあ、それは利用間伐でもいいですし、皆伐をする場合ですね、あのう、木材のそのう、切った木材の仕分けを誰がやって、ええ、それを誰が証明するのか。あのう、要は、ええ、未利用材を使って、ええ、あのう、発電をしましょうということですから、今までは山に残しておいた物を持って出て、それを利用して発電をしましょうということですから、あのう、本来ええ、先ほど課長が言われました、A材とか、B材とかいうふうな物は、あのう、チップにせずにそちらで利用した方が価格も高いわけですし、本来そうすべきことだろうと思うんですが、それがあのう、ええ、そういう物までですね、もしかすると、ええと、チップの原料になるようなことはないのかということが心配されてるわけです。ですから、そのその仕分けを誰がして、誰が証明をするのか、あのう、ええと、まあ、今の段階で、ええ、業者さんのお話を聞くと木材が不足をしてるというふうなことはないようですが、ええ、すでに県内各地でチップの製造工場を新設して、あちこちでチップを新たに、新たにですね、チップを製造し始めておまして、ええ、それぞれの業者が、ええ、原料を確保するというところにやっきになっておるようなところがあるようです。そういったことで、ちょっと、ええ、心配なわけでありまして、あのう、その関連で次のことをちょっと聞きますけども、あのう、要は原料がどれだけあって、ええ、発電をするのにどれだけの燃料が必要で、それが賄えるのかどうかというところがあるわけですね。あのう、今県内で発生している、ええ、未利用材、林地残材というような物が、ええ、2カ所の発電所で、ええ、燃やせるだけの量があれば

ね、そいつを出せばいい。で、それがどうなのだろうかというところが、ええ、心配なところでありまして、これも県の資料ですけど、ええ、バイオマス活用推進計画というのを県が平成25年に作っておりまして、ええ、そのですね、活用の目標というのを掲げております。ええ、これも表をお配りすればよかったのかも知れませんが、ええと、未利用材を2010年ですから、平成22年ですか、22年に未利用材が山にどれだけ発生したのかっていうのが、ええ、18万6千500t。ええ、その内未利用材を利活用した量は907t、0.5%ということのようです。ええ、それから10年後、平成32年の目標としてですね、発生量が17万7千tで、利活用量が7万9千500tというあのう、達成目標という、これ目標値を県が掲げております。これがまあ、その7万9千500、まあ、45%を利用するんですということで計画をしておられますが、それがまあ、達成できるかどうかという話は、もあるんですが、それはまた置いておきまして、ええ、今、稼働しようとしておる二つの発電所で、必要とされている量。これがですね、あのう、松江の方が、ええ、8万8千t。ええと、江津の方がですね、ええ、資料には載っておりませんでした、発電量でいうとほぼ倍ですから、倍とみて17万6千t。合わせて26万4千tであります。これがほんとに賄えるのかどうか、このところが非常に心配なわけですが、まあ、県の計画ですので、ええ、町での判断は難しいかとは思いますが、このことについて県からなにか情報などが入っておればお知らせをいただきたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、木質バイオマス発電所で利用する燃料の調達、供給が可能なのかというご質問でございまして、あのう、2カ所の木質バイオマス発電所で利用される、必要なチップの量の数字についてなんですけれども、これはあのう、ええ、計画ができてから、当時の計画ですとか、それから後の新聞報道などで、徐々にこう数字が動いておりますので、まあ、どの時点をとらえるかということもございしますが、あのう、先ほどおっしゃいました松江の方の施設で8万8千tという数字を私も過去に聞いたことがございまして、ほいで、江津の方なんですけれども17万6千tという、まあ、これは推測っていうふうにおっしゃったんですけれども、ええ、江津の方は私が聞いておりますのは、あのう、計画のすべてを木質バイオマスで賄うということではなくて、ええ、ヤシガラを燃料として、ええ、購入する計画があるということで、ええ、私が聞きました量では松江のバイオマス発電所とだいたい似たぐらいの量の木質バイオマスが必要だというような数字を聞いたことがございますので、私はそちらのほうで認識をしておりました。それと、ええと、県内の伐採量なんですけれども、先ほど、ええと、の数字、私23年の木材統計を見ましたけれども、ええ、県内で57万m<sup>3</sup>ぐらい伐採されていて、その約4割が林地残材として、ええ、林内に残されていた、だいたいあのう、4割ぐらいという数字が過去にはあったように聞いておきまして、で、それが先ほど18万7千tぐらいの数字をおっしゃったと思いますので、だいたい近い数字だと思っておきますが、これがあのう、これから伐採量が伸びていきますので、私はあのう、これが18万が20万とか、25万とかいうふうに、ええ、ああと、新規の伐採

と、それからこれまでの利用間伐が、同時に並行して進められていくわけですから、ええ、増えていくというふうに見ておりますので、ええ、先ほどの木質バイオマスの供給というのは全体では可能なのだという説明を受けておりました。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、ヤシガラを燃やすという話は私も、あのう、話としては聞いております。それがどれぐらいの量かというのは分からないのです、分からないわけですが、あのう、課長の判断では賄えるんじゃないかと、そう、今の県のこの目標値というのが、ええ、2020年で17万7千t、未利用材が発生して、45%を活用すると7万9千500tという数字が、17万7千ももっと増えていくということですよね。まあ、20万、25万っていうふうが増えていくだろうと、で、利用率ももっと上げれるだろうと。ええ、だろうという、まあ、これ県のことで、だろうということしか、まあ、ここでは話ができないわけですが、ええ、私はどうもちょっと不安が残るところがあります。ええ、それともう1点ちょっとお伺いしたいんですが、ええ、今あのう、町内に整備中のチップ製造施設で、そこでの生産目標値、年間何トンのチップを製造しようとされておるのか、ええ、その原料として、ええ、邑南町だけではないかも知れません。その。ええ、市場に搬入されてくる見込みの未利用材。それをどれぐらいなところを見込んでおられるのかをお聞きしたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、木質チップの生産の計画についてのご質問でございますけれども、ええ、町内で平成25年に行いました、ええ、間伐事業の数値なんですけれども、ええ、利用間伐が80haで6千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>搬出がございまして、ええ、切り捨て間伐が160ha、約2倍です。で、1万2千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>の林地残材が発生したというふうに見込まれております。で両者を合わせますと1万8千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>の間伐材が発生し、これ、重量の換算しますと約1万2千tでございます。ですので、ええ、間伐のみで見たときでも、まあ、これだけの木材が発生しているということでして、ええ、今回計画しておりますチップ工場で、年間に生産して納品する予定のチップは1万tというふうに見込んでおります。これは邑智郡森林組合が従来から生産されていた物と、今回新たに整備をする施設あわせた量を1万tというふうに見込んでおるところでございまして、先ほどの1万2千tの間伐材、そしてこれは間伐の部分だけですので、ええ、新たな伐採によって発生する未利用部分というのが、この上に加わりますので、1万tの、供給は可能だと見ております。それともう一つ森林組合でありますとか、江の川共販に材が集まってまいります範囲というのは町内に限ってはおりませんので、ええ、量というのはこれ以上の物が確保できるというふうな見込みを立てております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、お話は伺っておりますと、数字だけお聞きしますと、なんとかなるのかなあというふうに聞こえますが、これは今から、ええ、やってみな

きゃならんというか、そのう、ええと、果たしてどれだけ調達できるのかというところは分からないところがあるわけですね。今その数値として、今までの例がどうだったからというふうなところがありますけども、ええ、その、そういう中で、ええと、生産目標であるとか、あるいは、ええ、もっと先の発電所の、発電目標値であるとか、そっちの方を優先をしてしまうと、あのう、足りなくなった時にどうするのっというところが出てくるわけですよ。で、先ほど話しましたように、ええ、いわゆるA材、B材というふうな物まで燃料になりはしないかという懸念があるわけで、ええ、そのことをですね、どこかできちんと仕分けをするという仕組みが必要なんじゃあないかというふうな気がしております。ええと、今は先ほど言われたのは、ええ、木材市場に入ってくる量で、まあ、話をされましたが、場合によると、他のチップ製造工場が、ええ、原料を確保するために直接山に入ってくるということも考えられるわけで、ええ、それはあのう、チェックのしようがないですよ。ですからどっかでですね、あのう、仕分けをするような、あるいは監視をするような仕組みが必要なんじゃあないかというふうに考えます。あのう、前にも話をしたかも知れませんが、ええと、岡山県の西栗倉村、ここはええっと、百年の森構想というふうなことで、ええ、長期にわたって山を守っていこうというふうな取り組みをされておるんですが、ええ、ここはまあ、村有林がかなりあって、村有林を中心に森林認証をとっておられる。で、その村有林の周りの民有林も含めて、だんだんその認証林が増えてきていって、西栗倉村全体が一つの認証林のような、に近いような形に今なっているようですが、そこはあのう、山から出た材を、ええ、西栗倉村にあります森の学校というところがすべて、一旦そこを通すんです。で、そこでこの木はA材、これはB材、B材の中でもすべてを合板とかじゃあなくて、ええと、家具の製造であるとか、遊具の製造であるとかいうようなところもやっておって、そこで仕分けをしておるんです。そういうふうなところ、ことがですね、まあ、あのう、全体をひっくるめて邑南町全体をっということにはなかなかかならないかも知れませんが、せめて、ええ、ええと、県森連を通る物、あるいは、森林組合を通る物ぐらいのところは、チェックするようなことができないかと思うんですが、可能性をどういうふうにお考えでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 町長。

●石橋町長(石橋良治) ええと、中村議員のご指摘のようなことはですね、すでに我々もそういう懸念を持ってまして、ええ、実はあのう、製材業者の方々からもそういうような問題があるんじゃないかということも要請として受けております。したがって、もう既にそういうチェック体制はどうするかということについては検討しろということを示唆しておりますので、ええ、適当な時期にそのへんのことについては明らかにできるんじゃないかなあと、まあ、いうふうに思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、ええ、町長も同じ懸念を抱いておられるということをお伺いして安心をいたしました。あのう、ええ、木質バイオマス発電の本来の目的は、山の

今まで利用されていなかった資源を有効に利用して、発電をしましょうということが本来の目的ですね。ですから、あのう、発電をすることが主目的ではなくて、山の資源をフル活用しましょうということが、主目的であったはずで。ですからそれを、あのう、踏みちがえないように、ええと、発電をすることが第一なんだ、たとえばまあ、ええ、カーボンオフセットの問題であるとか、再生可能エネルギーの問題であるとかつということが前に出てきますと、発電をすることが優先なんだということが、こう前にどんどん出てくる恐れがあるわけです。そうすると、あのう、今、懸念、町長も同じ懸念をもっとるというふうに言われたことが発生する恐れがある。ですからあくまでも山を、山を守っていくということのために今の事業に取り組むんですということを頭においていただきたいというふうに思います。ええ、以上まあ、あのう、事業の、まあ、概要が、まあ、ええ、お聞きいただいて、分かっていたかかなあというふうに思いますが、あのう、この発電事業だけで邑南町の山が再生をされるのか、ということ、私はそれだけでは懸念が残るというふうな気がします。燃やせる木が、あのう、なんでもいいっていうことでしたが、あのう、たとえば、ええと、背戸山であるとか、という、あのう、ええ、家の裏の方ですね、ちょっと山を整備しようと、ええ、陰切りであるとか、あのう、ええ、有害鳥獣が出てこないように山を、木をいくらか切ったと、そういった物が果たして燃やせるのかどうか、そのへんのところがですね、あのう、ええ、今の段階で、この中でははっきり述べてないわけですよ。ですからそこんところを、も含めて、ええ、そういった、あのう、すべての木がエネルギーとして活用できるような仕組みつというふうなものを、あのう、バイオマス発電所だけでなくですね、ええ、考えていく必要があるんだと思います。私はそのう、先ほど言いましたように、あのう、バイオマス発電事業で山が荒廃が防げるとはとても思えないんでありますが、ええ、いや、これでよくなるというお考えもあるかも知れませんが、ええ、質問に掲げておりますので、どういうふうにお考えか、これをやっておりさえすれば、山はきれいになるというふうにお考えなのか、その点をお伺いしたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、バイオマス発電事業に供給する木質チップを製造することだけで、森林の荒廃が止められるかという、まあ、ご質問なんですけれども、ええ、まあ、山が荒廃するって言いますのは、その間伐ですとか枝打ちが十分されずに、放置されていたがために、ええ、山が荒れてしまったということがあるわけですし、そうなった理由というのは人の手が加わらなかった。結局人の手を加えてもそれに見合うだけの収入が得られなかったということがあったというふうに思います。で、まあ、これから木質バイオマスという形でこれまで林地残材となっていた物が、有価物として取引をされるようになるわけですから、人の手もこれから山に入るようになることが期待されることはございますので、ええ、まず第一段階としては山が動き出すということが言えるんじゃないかというふうに思います。ただそれだけで問題解決するかと言いましても、切っただけですむわけではありませんで、切ったところにはまた次のための新植をしなければなりませんので、ええ、それだけの、切って出すためだけの収益では

なくて、再造林をするための資金が調達できるようにするために、さらに路網を整備したりだとか、集材だとか、運材のための機械整備をするだとかという低コスト化を進める事業というのを一方に必要だと思います。そして、あのう、先ほど何が燃やせてという話がございましたけれども、ええ、木質バイオマス発電所に納入するチップにはある程度そのチップの大きさの規格というのがございます。ええ、枝葉の先、葉などを粉碎したような物がじゃあチップになるのかというと、そういうわけではないわけですので、ええ、納入できる物と納入できない物というのがございます。そうなった時にじゃあそれらの林地残材をどうするのかと言いますと、これはまた粉碎をして、ええ、たとえば堆肥化をするための副資材として活用するとか、それとか、また別の燃焼形式の燃焼器で、ええ、燃料にするための原料にするとかいう、そのさまざまな使い方というのをこれから作り出していかなければならない、いうふうに考えております。そういったことが、バランスよくできて初めて山が戻ってきて、活性化するのではないかなというふうに考えております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、私が思うところと同じでありまして、あのう、ええ、おおきなところでですね、あのう、昨日町長もちよっとお話をされました、ええと、自給をすると、エネルギーを自給するという話をされました。あのう、これは今、江津の発電所へ送ろうとしている物は、これは外商ですわね。ええ、やっぱり地産地消を進めるということから言いますと、町内でその、大きなところはそりゃあまあ、その今の発電所へ持って行っていいかも知れませんが、あのう、町内でも、それ以外の先ほど課長が言われたような燃やせない物を町内で燃やすというふうなことも考える必要があるんだろうと思います。あのう、山の話は今まで、ええっと、何度か取り上げさせていただいております、3回ほどかと思いますが、ええ、そこでも提案をさせていただきました。重複するかも知れませんが、何点かの提案をさせていただきたいと思います。ええと、地産地消ということで考えまして、まず、町内の消費先を確保するというのを考えるべきではないか。ええ、たとえば小規模の木質燃料消費設備ですね、あのう、ストーブであるとかボイラーであるとか、薪ストーブ、薪ボイラー、あるいはチップボイラーなど、こういった物をこう積極的に活用をして、ええ、町内でのこう地産地消を進める、地消を進めるということが、まず、最初に必要なことではないか。あのう、ええ、エネルギーを算出してもそれを消費する先がないと、ええ、地産地消にはならないですね。で、このことはまあ、ずうっと今までにも何度も述べてきたんですが、ええと、お答えがですね、研究するとか、検討するとかという答弁であったように記憶をしております。まあ、今こうやって大きなバイオマス発電事業という新たな動きがある中で、改めて町内にこういったことを町内で進めるということについて、お考えを聞きたいと思います。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、町内で作った木質チップをバイオマス発電所に送

るようになりますと、先ほどのお話のように、山はある程度活性するというふうに考えておりますが、それが目標ではないわけでごさいます、ええ、おっしゃいましたように、昨日の2番議員さんが質問の中でふれられております。町長が答弁いたしましたように、ええ、これからのキーワードはエネルギーの自給だと、地域に必要なエネルギーを地域で賄うという地産地消のレベルを目指すべきだというふうに考えていいわけでごさいます。ええ、たとえば施設ですとか、農業用の暖房、給湯用の燃料といったところの活用というのを、これから念頭においておきたいと思います。それからまた一般家庭での燃料に活用するということまで普及が進んで、初めてエネルギーの自給率が向上したと言えるのではないかと考えておりますが、そのために必要なことがまず、安価な、効率的な燃焼器というような物ですとか、それからそういった人たちに確実に、安定的に供給ができる仕組み、この両者がまず揃わなければ普及が進んでいかないというふうに考えております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) あのう、ええ、まあ、やりましょうという答えにはなかなかいただけないのかも知れませんが、あのう、やっぱりまだ研究、検討というような域なのかなあというような気がしました。あのう、実際にそのう、ええと、あのう、普及をしていく上での活動というのは、ええ、啓発であるとかというふうなことは、ええ、農林振興課だけの話ではなくなってくると思います。あのう、啓発活動ということになりますと、たとえば、ええ、公民館での、と話であるとかですね、あのう、それはエネルギーだけではないかも知れませんが、環境というふうなことも含めたことになるかも知れませんが、そうした山をとり巻くことを、ええ、山のことから、農林振興課へまかしておけばいいということではなくてですね、ええ、邑南町の中の一歩大きな財産というのは山なんです。昨日7番議員もおっしゃってましたが、ええ、85%以上のものが山でありまして、これをフルに活用しないと、ええ、町長の言われる循環経済というのはなかなか難しいんじゃないかと思ひます。その意味でもやっぱりみんなで山を考へるというふうな気運にもっていくことが必要なんじゃないかと思ひます。で、農林課長、農林振興課長、ええ、山の担当課としてなかなかあのう、課長ひとりでやりましょうということはなかなか言えないかも知れませんが、ええ、町長、ええと、全体をこう統括される立場で、ええ、そういうふうな山についてのお考へをちょっとお伺ひできればと思ひますが、いかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、この問題は、まあ、合併以来いろんな方々からご質問いただいたり、提言いただいたりわけありますが、残念ながら邑南町としてはまだ実績が上がつてないというふうに認識してまゐります。しかしながら、いよいよそこをやつていかないとやっぱり邑南町の環境というものが保てないような気がいたします。で、それも言葉だけで、やあ、あの山をきれいにしましやう、あるいは、環境をなんとかしましやうっていう話だけでは進まないわけでは、やっぱり何かつくて、やつてみせて、

そこで実感をして、ええ、それでなるほどなというものがやっぱりほんとは必要なんだろうと思いますね。で、まあ、すでにあのう、個人のご家庭ではいろいろと使っておられる家庭も増えております。しかしながら、まあ、中村議員のいつかのご指摘のように、公共施設にそういうものをやったらどうか、たとえば温水プールなんかも話があったと思いますけども、まあ、そういったところほんとにもうやるという、やりたいという話だけではなくて、ええ、どのぐらいの投資で、どれぐらいの費用対効果があるのかも含めてですね、そのことが単にそのことだけではなくて、邑南町の山全体、あのう、環境にどう及ぼしていくのかということとはやっぱり詰めていかないといけない時期にきてると思います。したがって、当然あのう、山の問題については10年間の町の振興計画にも当然入ってくると思いますし、特に今急がれてる5年間の町の戦略プランの中にはこういった課題もぜひ入れ込んでいかなきゃいけない。先日の座談会でもそういう話も町民の方からたくさんいただいておりますので、ええ、なんとかしていきたいなという気持ちでいっぱいでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、ぜひ実現に向けてですね、あのう、早い段階での、こう、動きが見えてくることを望みたいと思います。ええ、次に、今は消費の話をさしていただきました。地産というところからちょっと話をしたいと思います。えと、一昨年から、出羽自治会で薪ステーションの取り組みを年に1回ずつ行っておられまして、ええ、薪ストーブ用の燃料販売の実験が行われております。ええと、町外、県外へもこうPRをされたためか、ええ、広島からもトラックをレンタルして、ええ、買いに来られた方もあって、ええ、需要家、薪を必要とされている方にとっては好評だったようです。ですが、まあ、こう行われて、年に1回ずつ行われてきている中で、あのう、いろいろまあ、課題が見えてきたということもあるようです。それがまずそのう、ストックヤードの確保ですね、ええ、どこにこう薪の原料になるものを集めるのか。それから、ええ、今販売については日時を決めて何月何日にやりますから、買いに来てくださいということをやっておられるんですが、あのう、原木の収集がですね、それに合わせて、じゃあ、1週間前に集めましょうというふうなことがなかなか難しい。ですから原木の収集の方は、ええ、通年通して恒常的にこう木が集められるような仕組みが必要なんじゃないかと。そのためには、あのう、搬入された量をきちんと把握しておくことと、ええ、それが誰が搬入したのかというようなことが登録できるようなそういうシステムが必要になるんじゃないかと思います。その辺がですね、まあ、初期投資として、まあ、お金のかかるところというところになるんだろうと思います。ええと、あのう、今あのう、チップの製造施設が新たにもう一つできようとしておりますし、森林組合でもチップを製造しております。そういったところと一緒にですね、あのう、たとえば、ええ、県森連の木材市場の一角にそういうふうな、ええ、ヤードを設けて、ええ、そこへ広葉樹を持って行けばそこで薪になると。ええ、まあ、たとえばええ、トン5千円でも、6千円でもいいです、そのう、いくらかになればですね、あのう、ちょっと裏の山をきれいにしようかというふうなことにもなるんだろうと思うんです。ええ、そう

いうふうな仕組みを作って、ええ、供給する側も町民の皆さんが、その、まあ、いわゆるまあ、自伐林家って、ええと、通告には書いておりますが、そのそれだけで、生活が成り立つというふうなことを考えるわけではなくて、ええ、町長昨日おっしゃいましたが、いろいろな組み合わせで、ええ、生活をしていくような邑南スタイルというふうなものの中に、こう、山に関わって、ええ、いくらかのお金になるというふうなものがあってもいいんじゃないかというような気がします。ええ、そういったことをですね、あのう、まあ、そういうことをやれば、ええ、先ほど言いましたような背戸山だとか、里山の環境整備っていうふうなことにもつながってきますし、有害鳥獣の問題にも関わってこれるでしょうし、それから、ええ、マンパワーで言いますと、ええ、ええとＵＩターンの方々の一つの、どういいますか、それだけ、まあ、先ほど言ったように、それだけで生活が成り立つということにはならないかも知れませんが、生活の一助になるというふうなことも考え併せて考えられるんじゃないかと思いますが、ええと、こういうふうな供給基地の可能性について、ええ、お考えがあればお聞かせください。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、出羽の場合は、ああしていろいろとやっていただいている、ほんとにモデルになるというふうなまあ、思ってますけども、その中での問題点をまあ、指摘されたわけです。で、確かにあのう、ストックヤードというのは大切な場所です。で、まあ、それがないとすればなんとかしなきゃいけない。で、先日ですね、あのう、農林省とそれから全国町村会のまあ、会長同士の、まあ、意見交換会があったときに、高知県の大豊町というのをご存じだと思いますけれども、そこはものすごくまあ、今、銘建工業も入ったりしてやってるわけですけども、地方創生の交付金でもって、ストックヤードをやりたい、けどもハードはだめですよと、まあ、しっかりその時も言われました、農水省は。ですから非常にあのう、今そこはヤードの、そのう、作るための財政的な手当てを苦勞されてるなあと思いました。で、うちもまあ、今のストックヤードの話を書きました時に、これはちょっと創生交付金じゃ無理だと、で、今ご提案のあったような、やっぱり空いてるところを利用する、たとえば木材、江の川木材共販市場、仮にそういうところが貸していただけるのであれば、それは一つの方法だろうし、やっぱりそういうことをやっぱりひとつ、一つをやっていくことによって、出羽の動きがまあ、全町的に広がっていくということについては、非常にいいご提案かなというふうに思いましたし、ええ、自伐型林業でもしっかりあのう、生業としてやっていらっしゃるケースも増えてきました。ですから、そういう方々にも、担い手の一人として伸びていただくように、我々も考えていかなきゃならんなあということで、大変まあ、参考になったというふうに思います。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、エネルギーの自給自足と、山のエネルギーの自給自足というところを目指してですね、あのう、ええ、供給する手法、消費をする側の施設、設備であるとか、ええ、啓発活動であるとかというふうなところに力を入れていっ

ていただいて、邑南町の山が立派に、こうよみがえるってことば悪いですが、あのう、きちっと管理をされたい森になると、ええ、ようなことを望みます。ええと、次に、ええと、二つ目の質問に入りたいと思います。指定管理者制度について聞きたいと思いますが、ええと、私あのう、ちょっと、例規集なんかでこう検索をしたんですが、なかなか見つけることができませんでした。指定管理者の指定を行う場合の基準、町として持っておられる基準があるのか、ええ、教えていただきたいと思います。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええと、町の持っております、まあ、基準ですけれども、ええ、町の方では、あのう、指定管理に関しまして、指定管理者指定手続要領というものの、まあ、内規でございますけれども作っております、ええ、これに基づいて指定手続をするようにしております。全般的な基準ですけれども、ええ、この指定管理者制度そのものが、平成15年の自治法の改正で制定されておまして、ええ、その目的そのものが、公の施設の管理において必要に応じて民間のノウハウを活用して、ええ、効果的、能率的な公の施設の管理を実現していくことに、まあ、目的があります。そうしたことから指定管理者の範囲についても制限もしておりませんし、出資団体に限られない民間事業者も議会の議決を経て指定管理者となれる仕組みとなっております、制度上の基準はないと思っております。また、ええ、指定の手続き上のものがございますけれども、ええ、その先ほど申しました、あのう、要領の中におきまして、指定管理者の募集に関する項目につきまして、基本的には公募としておりますけれども、ええ、ただ緊急に指定管理者を指定する必要がある生じたり、あるいは現在管理していただいている団体が蓄積した、ええ、そうした管理、運営技術や専門的技術などの経営資産をですね、資源を活用することによって、その目的を効果的、効率的に達成できると判断された場合などにおきまして、公募はしないということができるような規定を設けておまして、ええ、そうしたこの、募集の選択について細かな基準を設けていることが、それにあたってくるんだと思っておりますし、またその指定にあたりましては、選定委員会あるいは庁議で決定をして、議会の議決を経る必要があるというそういう手続きの規定があるということがそれに当てはまると思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) えと、時間も押してきておりますので、ちょっと簡単に、簡単にと言いますか、あのう、ええ、なぜこのことを問うのかと言いますと、あのう、ええ、先ほど平成15年に、自治法が改正されてという話がありましたが、その時にですね、あのう、ええ、公の施設の管理を、ええと、業務委託として出していたところは指定管理にしなきゃならんのだというような、私ちょっと思い違いがあったんじゃないかと思います。本来はその時点で直営と指定管理と、指定管理者制度と両方が選べるはずだったんですが、ええ、なんでもかんでも指定管理、指定管理というふうなことになっていったようなことがあるんじゃないかというふうな気がします。それで、ええと、昨年の6月の定期監査でも指摘をさしていただきましたが、ええ、本当にその、ええ、指

定管理者制度を導入することのメリットがあるのかどうか、というふうなところを本来は指定管理者制度を導入する段階で、そういったことを検討をしておかなきゃならなかったんじゃないかという思いからです。で、実はあのう、昨年三次市がですね、指定管理者制度の見直しを、抜本的な見直しをされました。ええと、秋から冬にかけて、最終的に年末に新聞報道にも出ましたが、その時にかなりの数が、ええ、直営に戻ってありました。あのう、数字まではちょっと覚えておりませんが、で、その時のですね、ええと、三次市が、その時に基本的な考え方として、ええ、方針を定めたものがここにございまして、指定管理者制度を導入する場合、どういう場合に導入するのかというところで、3点掲げてあります。一つは効果を高める観点。これは先ほどまあ、課長も言われましたが、民間活力の導入により、ええ、市民や利用者の満足度の向上が見込める場合。ええ、次がですね、効率を高める観点。これはこれも先ほど課長言われました、その民間の運営ノウハウを取り入れて、管理運営コストの低減を図る。三つ目がですね、地域の能力を発揮できる機会を提供する観点。ええ、ですから、地域の意欲、能力というふうなものの育成につながることを見込んで、ええ、この場合は、ええ、もしかしたら効率は下がるかも知れない、が、そういう観点からいうと、その地域に指定管理を出してもいいんじゃないかというふうな、この三つの関係、で、見直しをされております。ええと、今示されました邑南町には、まあ、条例がなくて要領で、ええ、動いておるといことでございしましたが、あのう、その要領は、要領にはこういった、ええ、指定管理者を定める、ええ、そのう、どういう場合に指定管理者制度を導入するんだというふうな観点が示されておるかどうか、お伺いしたい。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、申しました要領にはそういう点は掲げておりません。基本的にあのう、三次市のお話がございましたので、ご参考までに。私も三次市の方には問い合わせをかけておりまして、ええ、実際この、今年の4月から83の施設を直営に戻していらっしゃいます。ええ、この基準ですけれども、あのう、利用者が極めて少ない、あるいは利用者が限定されている、そして年間の管理が草刈りなど、ごくあのう、決まったものであるというものについて、ええ、直営に戻していると。そのあのう、意味ですけれども、基本的にあのう、行政が、あのう、施設を、まあ、公の施設を持っておりまして、それを管理していきますけれども、それが基本的には全部管理ができないというのが法じょうあります。それで当時あのう、法の整備をやった時に、そこの全体の公の施設を直営とするのか、あるいは直営の中で一部委託をしていくのか、それかあるいは全部委託のための指定管理を選択していくのか、いう、あのう、ものを選択するように、なっております。ええ、よって、来年初めての更新を迎える施設もございしますので、ええ、まあ、そういうほんとうに必要かどうかをですね、実態はどうかということも着目しながらですね、少しあのう、各施設について、ええ、指定管理を更新していくことが必要かどうかというのは、また調べていく必要があると思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、ええと適正な運用と言いますか、メリットを生かす、制度のメリットを生かす運用をお願いしたい。それですね、あのう、ええと地方自治法の中に指定管理のことがうたってあるところにですね、あのう、244条の2の3項に、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは条例の定めるところにより、法人その他の団体でやって云々に、指定、施設の管理を行わせることができるというふうに書いてあります。で、ここの中に条例の定めるところによりというふうな文言があるんです。で、その条例が、あのう、施設の設置条例なのか、あるいは、ええ、邑南町としてこういう場合に指定管理するんですよってというふうなものを条例として定めておくべきものなのか。ああ、私はこの条例を作ってもいいんじゃないかなというふうな気がするんですが、ええ、その点をお聞かせいただけますか。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、今邑南町では現在あのう、申されました始めの部分の、あのう、各施設の設置条例に書き込むことによって、指定管理を可能にしてるということで、全体を取りまとめる条例はございません。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(辰田直久) 中村議員。時間がきておりますので簡潔にお願いいたします。

●中村議員(中村昌史) はい、あのう、先ほども言いましたが、ええ、指定管理者制度を、取り入れることのメリット、そのどういう場合にメリットがあるんですということは、ええと、邑南町として示しておく必要があるのではなかろうかと思います。で、先ほど言いましたような邑南町の公の施設の運営に指定管理者制度を導入する場合の、に関する条例のようなもんですね。名前はちょっとあれですけども、そういったものをぜひ考えていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

●議長(辰田直久) 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時32分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●議長(辰田直久) 再開をいたします。続きまして通告順位第6号、亀山議員登壇をお願いいたします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、12番亀山です。ええ、本定例会の最後あと一人となりました。しばらくの間ご辛抱お願いいたします。ええと、この度は表題を言い切ってしまいまして、ごつな表題、花火を上げましたが、あとが尻すぼみにならんように、あのう、頑張っていきたいと思います。ええと二つの質問を挙げておりますが、一つ目は今進んじます農地中間管理事業について。もう一つは邑南町も方針が変わった、ええ、ふるさと寄付金のことについて、を、あのう、質問したいと思います。ええ、まずは、始めには、あのう、農地の中間管理事業、これで本町の農地は守れないのではないかという考えから質問をいたします。ええ、まず、公益財団法人しまね農業振興公社のチラシ配布。

このチラシですが、これが各農家へ配られて、それでこの事業が始まりました。で、これによりますと、農地を公社があずかって、公社が今度は引き受け手を捜して、公社が、あのう、農地を貸し出すと、その中間の仕事をする。そいでその間の管理は公社がする、そういったはずではなかったかと思いますが、事業開始から1年経った今、農家の大きな期待に反し、事業実施の方針とこの地域の現状とのギャップは大きいものがあるように思います。中山間地域である本町の実態と事業展開の現実を精査して、農家の不安を解消できる施策を構築すべきと考え、この質問をいたします。この件については、去年の12月その当時の状況を伺いましたが、農地の貸し借りは特に農閑期の冬場に進むというあのう、国会でのいろいろな答弁もありましたように、この冬を過ぎて、この春になっての結果、これはどうなのか。そいでこの春ですね、農家の方から農地を貸し出す申請書は出したんだが、音沙汰なしだと、町はなにゅうしとるんかというお叱りを受けました。そういったことで、ちょっと今の現状を伺いたいと思います。そこで、まず始めに本町での貸し手、あるいは借り手の状況、それとこの事業実施の実績についてまず伺います。それと通告の順番は異なりますが、4番目のこれまで農地の貸し借りについては、農業委員会の専権業務と言いますか、農業委員会の範ちゅうにあったと思いますが、この事業に農業委員会はどのように関わっておられるのか、そのことについてこの2点をまず質問いたします。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 本町での貸し手、借り手の状況と事業実績についてのご質問でございますが、ええ、現在の状況を申し上げますと、貸し手から農地中間管理機構を経由して借り手への手続きの整ったものが、ええ、21件、89筆、11万とび323㎡の状況でございます

●**田中農業委員会会長(田中正規)** はい。

●**議長(辰田直久)** 田中農業委員会会長。

●**田中農業委員会会長(田中正規)** ええ、これまで農地の貸し借りは農業委員会の範ちゅうにあったが、当該事業に農業委員会はどのように関わっているのかということについてお答えいたします。ええ、農地の貸し借りについては町が策定した農用地利用集積計画に農業委員会が同意することで、利用権が設定されることとなっております。まあ、これは従前どおりでございます。通常の利用権設定においても借り手がいない農地では、借り手を捜すなどの業務を行っております。当中間管理事業では農地を借り受けるまでは、今までどおりの農地の利用集積の手続きと同様となりますが、中間管理機構から受けて、貸し出す場合ですよね、その際に農地の配分計画を作成すると、その場合におきまして、地域の農業者の情報を持っている農業委員会が協力して、ええ、計画を作成するということが必要となっております。ええ、中間管理事業の中でも地域の農業に精通している農業委員として、農地の借り手を探したり、新たに担い手となり得る農業者の掘り起こしを進めていくなど今まで以上に農地の利用集積等についてその役割を果たしていかなければならないと考えております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、この機構を通じての農地の貸し借りの面積につきましては、今11万なん平米で、答えていただきましたが、11haと読み替えてもいいんじゃないかと思います。ほいで、この11haが今の邑南町の貸し手の需要言いますか、貸し手の希望面積に一致するものであるのか、というところが疑問に思います。言いますのは、機構へ貸し出しの申し入れをしても引き受けをしてもらえんという農家の方があります。そのことについてどういった事情で、機構が引き受けができないのかいうことを教えていただきたいと思います。それと農業委員会については、機構へ貸し出すときは農業委員会の権限言いますかいね、同意があるんでしょうが、機構から農家へ貸し出す場合はそれは権限でなしに意見をその適当かどうかという意見を述べるだけと理解してよろしいでしょうか。はい、そいじゃあ、今の需要、貸し出し手があるのになんで機構が受けてくれんのか、農家で言うとも機構じゃあなしになんで役場がそれ引き受けをしてくれんのかいうところがあります。それと、機構はその間の管理をしてくれるということじゃあなかったのかと、草刈り等の管理があります。それはやらないということは聞いておりますが、それはどういったことでそういうになったのかということをお教えください。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) 貸し手の農地を機構が受け入れられないその事情についてのご質問でございますけれども、貸し手の農地を機構が受け入れられないという事は、制度上はございません。ただし、農地中間管理機構は受け手の見込みがある農地でなければ受けない事としておりますので、受け手の見つからない農地については、機構は受け入れていないのが実情でございます。その理由といたしましては、受け手が見つからない農地について機構が受け入れた場合の管理費が予算措置されていないためというふうに説明を受けております。

●田中農業委員会会長(田中正規) はい。

●議長(辰田直久) 田中農業委員会会長。

●田中農業委員会会長(田中正規) ええ、市町村が農業地利用配分計画案を作成する際に、ええ、市町村が必要とあると認める時には農業委員会の意見を聞くものとするということでございますので、ええ、まあ、協力して作りなさいということだと思います。ええ、農地中間管理事業の推進に関する法律の第9条第3項でございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、もともとこの法律ができて、この事業が始まった時には、貸し手と借り手が直接に交渉するのではなく、間へ中間管理機構というものが入って適正に処理するから安心して貸し出しなさい、安心して借りなさいというのがこの法律の筋だったように思いますが、先ほど答弁がありましたように、借り手のあてがないところは引き受けん、とにかく機構のリスクを避けるようなシステムになっておるんじゃあないかと思います。それは当然邑南町が農林振興課がそういう方針を決めたい

んではなしに、県の公社、あるいは国の方がそういったことをもともとどうたっておるのがこの度のこの中間管理機構の問題点言いますか、こういった条件不利地域に、馴染まないものになっておるのではないかと思います。そこで調べてみましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律、さっきのは9条でしたが、こんだあ、8条の3項で、その規定というものを作ります。その規定を認可するにあたっての注意事項として、法律の中に、ええとですね、そのこの事業を重点的に実施する地域の基準は農用地の利用の効率化、および高度化を促進する効果が高いと見込まれるものであると書いてあります。いうことは条件のええところで効率的な農業ができるところはこの事業を進めてよいと。条件のわりいところはあんまり本気でやらんでもええですよと法律でこういういうとります。それと2番目には、ええと、これを中間管理権いうんですよ、中間管理機構が引き受ける権利、これの基準としては農用地として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないこと。その他農用地との形状または性質に照らして、適切であると認められるもの。やはりこれも中山間地の山の中の畦畔の大きい田の格好のわりい、そういうものは引き受けなさんなよいうことが、もともと国の法律の中でうとうてあるんではないかと発見した時にびっくりしました。それで、それを受けて島根県の、あのう、農業振興公社が規定を作ります。その島根県の農業振興公社の規定には、当該地区内で公社が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合の農用地でないこととあります。さっき課長が答弁されたように、借り受け手がない当てのないものは引き受けなさんなよいうのが、県でもいうとるんですよ。その元になった国から各県へ、あのう、通達したその規定の参考マニュアルの中にはもっとはつきりうとうてあります。当該地区内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該地域内の農用地等については中間管理権を取得しないものとするところとある、ここではつきりいうてあります。いうことあ、この事業そのものが私たちの住む中山間地の条件の悪いところをあんまり本気で考えとらん。山の中の分は、はあどうなってもええよというように曲がった解釈ではなかろうと思いますが、そういった解釈をせざるを得ません。確かに課長を責めるわけじゃあない、町長を責めるわけじゃあないんですが、これは邑南町の立場としては、県の公社から下請けでやる作業でさあねえ。いろんな物事は公社が決める、県が決める、特にこの度のことについては、知事の判断の権限がつようとなつとります。町村、あるいは農業委員会よりも県の権限がつようとなつとります。そういったことの下請けをする邑南町の農林振興課の担当職員、大変困つとるのが今の状況だと思います。この中間管理機構の制度をよく見てみますと、先ほども言いました、条件のいい地域、それと新規参入、特に企業が最近農業参入、特にイオンであるとかいう商社が広い土地を借りて農作物を作ってスーパーで売る、そういった動きがされとります。そういったことを進めやすい制度だろうと思います。それと規模拡大、効率化のええところ、そういったところを進める、中山間のようなへんぴなところ、条件の悪いところは、はあ、どうでもいいよと言っておるようなこの制度です。そしてそれにはいろいろ地域の集積協力金とかいろんな補助金、協力金という形でのアメは用意してありますが、なかなかそれも十分この邑南町のようなところには対応できるもんでないということです。それと先ほど言いました、このパンフレットですが、これにも、ようよんどらんかったんですが、あのう、い

ろんな定款いいですか、保険のあのこまい字じゃあないんですが、ここに書いてあります、受け手が確保される見込みのある農用地等であることが必要ですいうて。やっぱり、これにも書いてあったです。ここまではみんなよう読まんで、こりゃあええことだ、農地をうちじゃあ困っとるけ、はあ、百姓できんけ、役場へたのみゃあ、農地をなんと管理してもろうて、誰かええ人を見つけてもらえん思うて、あてにしとった方は大誤算です。これは。で、そういったことにもなんとか町としては公社の下請けでも進めんわけにはいかん思いますんで、そういった状況を十分理解した上で、これから、今の11haの実績いうのはほんの一部だろう思うんです。これから先をこの事業がまだ続く限り、どのようにこの邑南町ではこの事業を進めていこうとされるのか、そのことについてお伺いします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、26年度から本事業がスタートしておりまして、今1年間を経過しているところでございますけれども、まあ、この間に感じておりますのは、ご指摘のようにこの地域には非常に馴染みにくいというようなところを感じております。本事業は最終的に農地が受け手に貸し付けられることを目的としておりますけれども、肝心の受け手になっていただく方がなければ、出してる農地を預かることもできませんので、まず、一番の基礎となる受け手を増やしていくことが重要だというふうに感じております。ええ、たとえば申しますと、たとえばあのう、法人化などを考えておられる場合にはこの事業がはまりますので、そういった方向性というのは今も続いているところでございます。で、無線ですとか、広報を使って、あのう、皆さん方にお知らせをしたり、それから、受け手となっていていただくような、認定農業者さんですとか、新規就農者、それから、先ほどの法人化を考えていらっしゃる方々などの話をさせていただく際には、そういった募集の状況ですとか、制度の概要についての説明をしているところでございます。また、今年からは農地中間管理機構推進員という制度がスタートするようでして、ええ、そういった方が配置されるということになっておりますので、ええ、個別に、あのう、受け手の募集を随時行えるような体制整備が進められているというふうに思っております。。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、やはり今課長言われましたように、あのう、集落営農をこれからやろうかいうところは、この地域の農地を集積することによる交付金が大変高額なものが出ます。それも時期的には27年度を過ぎるとまた今度は金額が下がってくるようになってきますんで、早いことなんとか法人化させようというのがこの狙いかも知れません。しかし、その法人化に、集落営農になかなか進めん集落、小さい農家、そういったものはこれでは救ってもらえんのかと思うんですよね。それと極端にいうと、あのう、推進委員さんの制度ができると言われましたが、それも人数がどの程度配置になるか分かりませんが、これまでこういった農地の管理については地域のコミュニティ、地域の、あのう、協定等でいろいろ相談しながら、いろいろやってきたん

だろうと思います。農業委員さんにも相談を受けながらやってきたのだと思いますが、この度のこの手続きは、農家が単独で役場の方へ書類を出せば、それでことが足りる。そうして今度は農家を引き受け手を探すときにやあ、こんだあ役場なり県の方が農家を探すいうとうでしょ。そうすと、地域の農家はなんで自分らにさき相談してもらえんの、よそへ頼りんさったのを、なんで今からうちらがやらにやいけんのかいう、そういった意見もあります。今までは集落、地域でいろいろコミュニティの中でやってきたことを、この事業が壊しちゃあおらんか、いう恐れがあります。そういったことで石橋町長にはこの前の全協の時にこの事業について、県へこういう要望しとる、こういう今の問題点があるということは、こないだなんぼうかを提示していただきましたが、今のような事情がある、法的にシステムそのものが、この邑南町のような、あのう、条件不利地域には似合わない制度だということを、十分、県あるいは国の方へ言うていただきまして、それに対する対応も考えていただきたい。それとそれができんのなら、邑南町版のなんか農地を守る、農地を保全する施策を邑南町独自のものを考えていかにやあいけんのじゃあないでしょうか。そしてそれには農地関係の特区の申請ということもあるかも知れません。そういった形で、この農地中間管理機構のことについて、今まで申し上げましたようないろんなことがおかしいところがあるということをもっと、もっとつた、あのう、上の方へ言うていただきたいと思うんですが、町長、所見がありましたら、お伺いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 町長。

●石橋町長(石橋良治) ああ、先日のあのう、全員協議会でもちょっとご紹介したと思います。で、まあ、これは県というよりも国から指示がきてますので、県のほんとにあの間に立って大変だろうと思うんですが、ちょうどあのう、先日、農林水産省の幹部の方々、名前は忘れましたけども、10人ぐらい出られまして、その中には審議官とか、なんとか課長とか、正にこの事業を、責任を持って動かす方々が殆どでございました。そういうところと我々町村会の会長とが意見交換をやった場、ありますので、私も代表してですね、この問題について、ええ、意見を申し上げたわけでありまして。で、議員が言うておられるように、この今の、ええ、農業集積の事業はとても中山間地域には合わない、まあ、はっきり言いました。はい。まあ、あのう、目標だつてこりゃ国が、まあ、勝手に示して押しつけてるわけですから、それで島根県9%しかない、けしからんっていう話はぜんぜんこれは通らんわけですし、島根県全体をみても中山間地域は7割を抱えているわけですので、当然邑南町だけではなくて、伸びないのが当たり前だろうと思う。だからこの制度そのものが条件不利地域を全く考えてない制度であるという事は強く申し上げております。まあ、国は、あのう、言い分として26年度から始まった事業なんで、まだまだあなた方のPRが足らんという話もあったわけです。まあ、それはそれとしてですね、これPRすればするほどね、矛盾してくるんじゃないかと思うんですよ。ほいで農家の方々期待して出しますよね。だけどあとどうなってるのっていう話なんで、元がおかしいという話をまあ、しておりますし、それから全体の予算も非常にこれ限られてるというふうに思います。各県でたぶん予算を積み上げて出した、そして農水省が

財務省と折衝した予算の結果というのはおそらく半分ぐらいしか確保できてないという実態もあって、いわゆる集積協力金等々については、あるいは2年間中間管理機構が管理するための予算もないようではですね、やっぱり絵にかいた餅になってるという話もさしてもらったわけです。ええ、まあ、今後ともですね、これはあのう、島根県の町村会としても、28年度の予算要望について、今取りまとめ中でございますので、ええ、このことは強く制度としておかしいと、もっと中山間地域にあったような制度にしてほしいという事を強く要請をしていきたいというふうに、まあ、思っております。ええ、それで経済特区の話が出ましたですね、で、まあ、私があのもう、承知する限りは、あのう、兵庫県の養父市というところがございます。やぶ、あのもう、養うに父と書いて養父市、これもあのもう、合併をした市であります、ここがあのもう、正に中山間地域の合併した市でありまして、ええ、うちとおんなじように高齢化とかあるいは耕作放棄地の拡大、担い手不足というのが従来からあると、まあ、それを経済特区と、経済特区という形で、今認定されて、ええ、国家戦略特区という形でまあ、進められている。まあ、特に農業と観光という事を切り口に、たとえば内容としては、まあ、農地法の第3条に掲げている農地の所有権の許可移転の業務を、もう農業委員会から、ええ、市町村へ、そっちへ完全に移行するというのが一つとか、あるいは農業生産法人をつくる場合の要件緩和、あるいは農家レストランの農用地区内の設置の許可であるとか、農業への信用保証制度の適用とか、まあ、できるだけ、まあ、言うならば企業が参入しやすいようにというのが一つ言えるんだろうと思います。現状はどうかというところと確かに集まった民間企業は9社今あるということで、ええ、まあ、6次産業化を中心に農業参入を予定してると、まだ稼働はしてないということですね。ええ、で、まあ、農業委員会との関係でありますけども、まあ、ええ、所有権の許可移転を移すわけですから、農業委員会としての見解、まあ、農業委員会としてはそのことで今のところ問題ないというか、そのう、というような見解みたいです。ただ、意見書は付けるということですね。いうことだそうですが、じゃあ、果たしてうちの場合、今日も会長出ていらっしゃいますけども、やっぱり農業委員会との関係もしっかり議論をしていかなきゃいけませんし、農業委員会としての一定の役割ってというのが当然あるわけです。過去にも、今も。ええ、まあ、これは十分に検討して、あのもう、国の方に言うかどうかは別として、十分に検討する課題ではあるというふうに、まあ、思ってます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、町長も同じようにこの制度については、あのもう、問題点があると感じておられることを、で、よく分かりました。それで、農地というのはどうしても、守っていかないとやいけません。確かに今の集落営農とか法人化されたりして、その危機感を感じて努力されて、先進的にこの農地維持について進んでられるこの邑南町でもそういった団体もあります。しかし、それができないところをどうカバーするのか、それは見捨てるのか、そこがあのもう、問題ではないかと思います。現在はまだ高齢者の方がこっちへすんどられて、農地の管理、農地について目が届きますが、高齢者の方が亡くなられて不在地主となったところ、この前も広島出身者会へ覗きますと、

わしゃあ、あの田舎へかえっちゃあ田んぼを誰も作ってくれてがないけ、草刈りばっかりしとるんでないうて、いう方がありました。シルバーセンターへ頼むいうのも費用がかかるんで、なかなかそればかりもできんで帰っては草刈りをするという方。それと中にはこっちにはおらんのだが、うちの農地をどがあずしてくれいうて、役場へいうとるけ、どがあずしちゃんさったかいのういうて言われるしもあります。そういった方には集落の世話をされる方に、1回は顔を出して、集落でどうでしょうかいうことぐらいは話してくださいいうて、こないだお願いしました。いろんなあのう、地権者もおられます。しかし、農地は一応この町の財産として守っていかんやいけんこともありますんで、今後ともこの邑南町独自の農地維持ができるように格段の、お計らいをいただきたいことをお願いして、この質問を終わります。これで今のことで、ええ、この度の中間管理機構については町が悪いんじゃないよと、いうことが農家の方にも分かっていただけだと思います。ええ、それでは続いて、ええとふるさと寄附金に返礼は馴染まない。またこれも大きな花火を上げたんですが、ええ、このふるさと寄附金制度、これは全国的に過熱して、いろいろ異常な事態と言われるようになっております。これはふるさと納税ということばでも言われますように、返礼品で寄付を誘導する状態となっています。さらに本年から住民税の所得割の控除枠が倍に拡大されるなど、ふるさと寄附金制度は特産品の有利な通販の制度と化してしまいました。そこで昨年の6月には3番議員さんが特産のギフトはどうだということを提案されました。その時には総務課長は、そういった考えは本町にはないときっぱり言われましたが、今年の3月、町長の施政方針だったと思いますが、そのふるさと寄附金に対して返礼を考えたいということが言われました。その時13番議員さんの返礼品に宿泊券を考えちゃあどうかという提案に対しても、ええ、課長の方からどんどん検討していきたいと、すでに検討に入っているという答弁がありました。そこでですね、あのう、せっかくそういった前に進みだしたことへ、あのう、苦言を呈するわけじゃあなし、水を差すような感じになりますが、やはり物事を進めるにはいろんなケースバイケース、状況を考えて決断をしてほしいということからあえて、この度この質問を、問題点を取り上げました。そこで、まず第一に伺いたいののは、これはふるさと寄附金と言いますが、国が大変難儀をして税金では馴染まないので、寄付金という形をとった制度です。そいでこれは寄付金なのか税金なのかそこを、これまでの委員会あるいは全協の場でも聞きましたが、そこをもういっぺん確認したいと。それとまた、ええと、本町ではこの町の哲学として寄付金に商品の返礼はしないとする方針をこの度変更されました。そして今回の補正で広告費やクレジットシステムの使用料、または返礼のリストをあげる通販のシステム使用料の補正予算案が上程されております。これから夏に詳細を決めて、10月以降の返礼品の発送を目標にするということでしたが、どのような検討結果で、どのような理由でこうなったのか伺います。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、まず、ふるさと寄附なのかふるさと納税なのかという点でございますけれども、結論から申し上げますとふるさと寄附と考えております。ええ、総務省のホームページにございますふるさと納税の説明におきましても、ええ、ご

承知のように。市町村への寄付金となる、と、ええ、してございまして、邑南町におきましても制度に基づいてふるさと寄附条例を設け寄付金をいただいております。ええ、また、あのう、後段の方針の変更についてでございますけれども、これまでも、あのう、議会におきまして説明してきておりますが、ええ、これまでふるさと寄附の制度を尊重し、ええ、邑南町を思っていたく皆さまに感謝して、ええ、ありがたうご寄付をいただいていた、その姿勢に変わるものではございません。ええ、ただ、この4月から言われましたように、特例控除額の上限が住民税所得割額の約1割から約2割へ上がったということ、また、ワンストップ化、つまり寄附先が5団体までなら確定申告が不要であるというように二つの改正があったこと、加えて、ええ、お礼の品が産業振興や町内経済によい刺激を与えると考えたからでございます。あくまでも邑南町を応援していただき、ご寄付していただくことを大切に思っております、寄付をお願いする目的をはっきりとさして、ええ、おくことが大変重要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、今の説明でありますと、なんで返礼品をだすかという理由については町内の産業いいですか、特産品を、あのう、地区外へいろいろ提供できる機会となるというふうに理解しましたが、その邑南町の特産品の提供については、ええと、浜田市との提携によりまして、今邑南町の石見和牛、キャビア、それと乳製品、ケーキいいですか、パンですか、そういった物からいろいろ浜田市の方へそのふるさと寄附金のお礼品として邑南町産の特産品がかなり出ると思います。そういったことで、ええと、一応の成果はそれで、あがっとるんではないかと理解するわけです。それと浜田市は大変な数の、そのう、メニューを揃えとられますが、邑南町でそれだけのメニューをあげることができるかどうか。それとこれは入るのを前提としていろいろ話が進められておりますが、それだけの寄付者が増えるのか、経費をかけても。それと邑南町の住民もそれふるさと寄附はできるという考え方からしますと、プラスになるんか、マイナスになるんか、そこがわからんところがあります。そこでこれまでも、もう7年間ありますんで、これはええと、住民税の控除、確定申告でその控除の申請がされとる思いますが、税務申告の中で邑南町の町民がどの程度これをふるさと寄附金で控除を受けられる申請をされたのか、町内なのか、町外なのか、いうところを教えてください。

●**上田税務課長(上田洋文)** 番外、

●**議長(辰田直久)** 上田税務課長。

●**上田税務課長(上田洋文)** ええ、あのう、町税の中に受ける寄附金控除額のご質問でございますが、ええと、寄附先につきましては、あのう、公開しておりませんので、分かりません。ただあのう、26年度において税額として町民税を減額した金額については18万9千円でございます。以上です。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ18万9千円いう金額はそれほどおおきゅうないんで、

邑南町の人が、まあ、これは必ずふるさと寄附金だったか、他の寄附金だったかは分かりませんが、そういった状況で今あるということで、邑南町が受けた千数百万の寄附金はほとんどが、町外からと理解していいと思います。そこでですね、ええと、この度のことは在住者、町民が邑南町へ寄付する場合も、町外の人が寄付する場合も同じ取扱いと、にするというように委員会の方で伺いました。そしてそれに対して返礼品があるということは、邑南町の町民でふるさと寄附金の制度を使わずに、住民税を納める方と、ふるさと寄附金を経由して控除してもらう場合、その場合は返礼品、品物がありまसान、それだけの差が出てきて、不公平が出てくるのではなかろうかということと、その点と、もう一つあのう、税務課長、これを確認したいんですが、あのう、地方税法の314条の7で寄附金の税額控除についての記述がありますが、その中で、書いてあるのは、この当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用すること。その他特別の利益が当該納税者におよぶと認められるものを除くとあります。これを考えると、1万円寄付しました。そいで、5千円の品物をもらいました。そうすと5千円は自分のところへ返ったんだだけ、ええと、1万円の5千円、それで控除2千円ということで、3千円分ほど控除してあげりゃあ、ええんじゃないかな、全部を控除することはないんじゃないか思います。その点はどうでしょうか。今の2点をお願いします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、これまで議員が委員会等通してですね、いろいろあのう、ご意見いただいております、この意見につきましては大変重要なお意見であると思っております、あのう、現在、ええ、お礼の品を出している周辺の7自治体のうち、6自治体が在住者へお礼の品を出していらっしゃいます。ええ、そういう現状もまあ、ふまえながら、ええ、邑南町を思って応援していただく、そういう意味でのふるさと寄附でございますので、ええ、この取り扱いにつきましては、これからもまた慎重に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします

●上田税務課長(上田洋文) 番外、

●議長(辰田直久) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) ええ、ふるさと納税における、あのう、寄附金をした場合の返礼品との関係についてでございますが、ええ、あのう、先ほど地方税法の中の規定をおっしゃいましたんで、ちょっと、総務省から地方団体に対する寄附金にかかる寄附金税額控除、ふるさと納税についてという文書、ああ、通知文書がございます。それに基づいて説明いたします。寄附とは、議員ご指摘のとおり、経済的利益の無償の供与であること、とされております。当該寄附金に通常の寄附金控除を加えて、特例控除が適用される制度であることをふまえ、豊かな社会、ええ、地域社会の形成および住民の福祉の増進に寄与するため、各地方公共団体がふるさと納税にかかる周知、募集等の事務を行う際は、ええ、次のような行為について、総務大臣から良識ある対応の要請がされております。ええ、なお、返礼品、特産品に、を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであるとされております。で、総務大臣から通知、良識ある対応の要請という中身でございますが、当該寄附金が経済的利益の無償の供与である

ことをふまえて、寄附の募集に際し、当該返礼品、特産品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような寄附の募集をする行為については、自粛していただきたいとなっております。それによりますと、自粛要請はされておりますけれども、返礼品そのものが違法、不当とされておらず、返礼品そのものを贈ることも、受け取ることも可能であると、要するに、寄附金、寄附は寄附、ええ、返礼品を贈ってそれを受け取るという行為とは別のものであるということになっておりますので、先ほどあのう、議員のご指摘のありましたように、あのう、一部をカットして控除すればいいんじゃないかということにはあたらないものと思います

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、これはまあ、国の、あのう、定めたことで、ただ邑南町がそれによって控除の方式を変えるとかいうことはできんかも知れませんが、そのことに問題があるんなら、返礼の品についてはちょっと検討する余地があるんじゃないかと思います。今の説明では寄付とその品物をもらう、一時所得とは別個のものというように、あのう、解するということだったんですが、寄付をせんかぎり、その品物はもらえんのですよ。ほうすりゃあ、当然寄付に対する対価と私はどうしても、こかあ、思うんですよ。別個のものとは理解しがたい。そうするとさっき言いましたこの地方税法の、あのう、寄附控除の除外の方にあたるんじゃないかなろうかという、どうしてもそこんこは理解できませんが、まあ、それは国の、あのう、法律なら私がどうこういうことはできません。それ住民感情として理解できんということほだあ、私は頭が固いんかも知れませんが分かりません。それと先ほどありました、総務省の方から良識ある対応をとる通達が各自治体の方へ出されとると聞きます。そいでその返礼品によって、今の寄付を誘導するような記述いいですか、宣伝がないようにという、あのう、通達とは思いますが、それが守られとらん。今でいうと、各自治体での住民税の争奪合戦ですよ。何億もろうた、ランクがついてますよね。浜田市なんか全国で5位ぐらいですか、去年がねえ。6億ぐらいで、あつめんさったですよ。そいでところによると、1回の寄付で1億という大きなものもあるんだそうですよ。で、そういったものがポンと動くとその出された方の自治体の住民税というのはどがあなるんですか。要はもらう方ばかり考えんこう、やっぱり邑南町でも高額納税者が、あのう、浜田ののどぐろが食べたいけえいうて、ポンと出しんさるかも知れないですよ。そいでそういったリスクも当然ある、そいから誰が出したかいうと、あのう、特定もできん、それと、高額な返礼品をもらおうと思うと高い金額を寄付します。そうするとやっぱり高額所得者に有利な制度です。こりゃあ。住民税をよけえようはらわん者は、えっと寄付もできん、あのう、控除ならんけえなあ。そいで、えっとしてもええんですが、しても控除にならんけえ、やっぱりあのう、高額納税者の方に特典が高いと。それと税の考えからいうたときに、よう指摘されます。これは私が考えたんじゃないく、みな言われとることですよ。住民税、税というのはそこへすんどる人が、その自治体へ利用料、使用料いうかあ、その便利をこうむるために納めるものであって、全くそれをよそへ納めるのが税の本質ではないということから国もこの寄附金だということにしたんだと思います。それともう一つは住民税の中にやあ、

県税と町民税がありまसानあ。そうすると、寄付を他の人が、島根県へ寄付しんさつたら、邑南町の住民税も控除せにゃいけんのですよね。邑南町に金が入らんでも。県が4、町が6の割合でなつとるんで、住民税が。そうすると金が入らんのに控除だけはしたげにゃいけんいう矛盾がおきる。それと寄付金の控除は社会福祉協議会でも、あのう、寄付をしたら、控除の制度がありますが、それにゃあこういった高額な返礼品はあつたりしやあしません。日赤の募金にしても、うん、ありませんよねえ。それと、しょっぱなにも言いましたが、この返礼品を贈る手続き、いろんな手間とかを考えた場合、特に通販の制度を利用すると、実際6掛けぐらいで入れにゃあいけんのじゃあないですか。かなり率がええかどがあなか、そこでいろんな経費もかかるんでそのこともある。それとこれまでのその純粋に寄付をしよう、その町の、その施策について、あのう、同意できる、感動できるんで寄付をしたいという方の心をねじ曲げてしまいかねない。そういった危険性もあるということはこの度の方針変換、返礼品を出すことについて、いろんな問題があるということも検討して、その上で物事を進めていただきましたと思います。町長どうでしょう、もう一度今度10月に実施されるまでに、そういった問題点を精査して、皆さんにこれはこうです、こうですということが十分説明できるように、もうちょっと検討していただくことはできんでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(辰田直久) 町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、どういう観点からこの制度を活かしていくかということが必要だというふうに思います。まあ、あのう、亀山議員は税の公平さみたいなところからの話が結構あつたと思いますけども、あのう、私はまあ、それはそれとして、まあ、ことばでいうなら、三方よしということばがあると思いますけど、やっぱりあのう、一つは寄付者側のやっぱりそうした思いをしっかり受け止める、そして、まあ、いきすぎないような産品を贈ることによって、ええ、喜んでもらう。で、そのことによって、ええ、二つ目の地元の商工業者の方々は売り上げが上がってくる。まあ、現にここはあのう、商工会からも陳情を受けて、JAから陳情を受けてるのは実態でありますけども、はい。そして、行政側とすれば、三つ目の行政側とすれば、まあ、寄附金を受けることによって、少しでも自主財源と言いますかね、そういうものがこう積みあがってくるというふうなことで、まあ、三方よしの精神でやっていくのが、一番まあ、いいのかなあというふうにまあ、思うんです。で、おっしゃるようにまあ、今まではもう過熱すぎて、例えばあのう、田んぼ1枚あげますとかね、そんなことはとても、なんでそういう発想になるのかなあと思いますけども、ええ、そういうやっぱり品物で寄付者をこう、こう、なんちゅういうんですかねえ、釣り上げるっていうことは良くないと思いますし、あくまでも寄附者側の好意によってやっぱりそこはありがたくちょうだいするというのが原点だろうと思います。で、したがって、あのう、ご質問のあつたように町内の方も対象にするのかつという話がありましたけども、まあ、課長としてはまあ、当然、あのう、まだ、このことについては慎重に考えなきゃいけないという答弁になったと思いますが、やはりここはよくよく考えていかないと、ここの私、まあ、亀山議員さんはそれはちょっとおかしいんじゃないかという話があつたわけ。まあ、よその自治体、町内、市内の

方々も対象にしてる自治体もおいしいわけですけど、そこは一線を画すべきじゃあないかなあというのが、私は、私なりの見解であります。まあ、そういったことを中心にまあ、もう少し議論をしていきたいなあというふうに思います。ええ、それともう一つは、あの集まったお金を何に使うのかっというのがもう一つは大きな観点だろうと思う。で、まあ、報道なんかで見てみると、あのう、例えばうちの町はこういうことについて使いますよ、ということでそれに賛同をして寄付が集まっている。ペットの殺処分について、ええ、なにかこのう、いろいろとこのう、うちの町はこういうふうに対策したいからそのことについて応援してくださいよみたいな、野良猫とかですね、そういったものについての対応のことについての賛同者が多かったっていう話も聞きますし、まあ、うちとしてもそのことをしっかり議論をして、こういうことに使いたいということで、寄付者を増やしていくという観点がまた一つ大きな課題ではないかなあと、まあ、いうふうに、まあ、思います。まあ、いずれにしてもあのう、10月を目途にですね、ええ、一応今やるということで進めてますので、ええ、議員さんのご指摘のようなことも問題をもう少し整理をしてきちっと説明ができるようにしていきたいなあというふうに思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(辰田直久)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、いろいろ三方よしという、方法でいくと言われました。それとやはり、議会の提案意外にもやっぱり町内でそういった要望、いろいろあったということも分かりましたが、そうするとあと叱られるかなとも思うんですが、そいでこれふるさと寄附金、これも品物を出す場合もありますし、ある自治体ではその施策、その町の取り組む施策に対してそれだけの寄付を集めとられることがあります。要はうちの町の山を守るんだとか、水を守るんだとかいう目的のために寄付を集めとられるとこ、実績を上げとられるところもあります。反対に景品を出したけえいうても、なかなか寄付が集まらんとところもあります。極端な例では東京の都知事が尖閣諸島を、都が買うんでそれに寄付を言うたら、ドーンと寄付が集まったそうですね。それもふるさと寄附金の対応ができるんだそうですね。ふるさとということばがこの度のこの制度によって、形骸化してしもうた、昔懐かしいふるさとということばでなくなったという、ことも一つあります。それとこれまで邑南町の実績として、ええ、3月の時点で、ええと発表していく、あのう、知らせていただきました、1千354万5千円、この金額がこの邑南町が町外の方から受ける寄付として少ないんでしょうか。これだけの金額を納めてもろうとるいうこたあ、ありがたいおもわにやいけんのじゃあないんか思います。件数で132件、69人の方が邑南町にがんばれよいうて寄付してもろうとります。これが少ないんだろうかという思います。件数で割ると1件あたり10万2千614円、切り上げましたら。その金が仮に私がですよ、ポーンとふるさとの町へ寄付できるかという思うて自分に当てはめてみるとようこれだけの金を出しちゃんさったなと思います。そいでそんなときにもありました、5人の人は7回してもろうとるんだそうです。7回いうと20、21、22、たいがい毎年してもろうとることになります。6回の日とも3人おられるそうです。これまで邑南町は、たいしていうちゃあいけん、あの返礼品を出さんでもお礼と広報だけでこれだけの寄付をしてもろうた、そういった寄付ということに対する崇

高な思いをこの景品を出すということに切り替えることで、この人たちの思いをふみに  
じるようなことがあってはいけんと思います。十分検討をして実施されることを希望し  
まして、私の一般質問終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

- 議長(辰田直久) 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせて  
いただきます。再開は午後１時１５分とさせていただきます。

—— 午前１１時４０分 休憩 ——

~~~~~○~~~~~

日程第３ 陳情の委員長報告

- 議長(辰田直久) 再開をいたします。日程第３、陳情の委員長報告を議題といたします。

本議会定例会において、陳情第２号、農協改革など、「農業改革」に関する陳情が、産業建
設常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。

- 議長(辰田直久) 大屋産業建設常任委員長。

(委員長登壇)

- 大屋産業建設常任委員長(大屋光宏) ３月議会より継続審査しておりました陳情につしまし
て審査結果を報告いたします。平成２７年６月１６日、邑南町議会議長辰田直久様、産業建
設常任委員会委員長大屋光宏、陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、
下記のとおり決定したので、会議規則第９３条第１項の規定により報告します。記、陳情審
査報告について、受理番号、陳情第２号、付託年月日、平成２７年３月９日、件名、農協改
革など、「農業改革」に関する陳情、審査結果、不採択、委員会の意見、この陳情は、農民
連邑南農民センター石橋博代表から提出されたものである。陳情の要旨は、家族農業経営や
地域の暮らしを破壊する恐れのある農協改革などの農業改革に反対する意見書の提出を求
めるものである。国は「攻めの農林水産業」を掲げ、需要の拡大、６次化による付加価値向
上、生産現場の強化及び農村の多面的機能の維持など、様々な分野にわたる農業改革を進め
ている。今回の陳情趣旨の、農協、農業委員会及び農業生産法人の改革は、生産現場の強化
のために行う規制改革である。この規制改革については、農業団体からの反対要望もなく、
議会と住民との意見交換会や、議員の一般質問でも反対の意見がでていないことから、おお
むね現状にふさわしい改革であると思われる。農業委員の公選制の廃止は、現状を省みると、
農業関係には影響は少ないと思われる。一方、「農地利用最適化推進委員の新設」「事務局
の強化」「委員の過半は認定農業者とする」など農業委員会の機能強化については、期待が
持てる。以上のことから、委員会では、今回の農業改革に反対する意見はなく、本陳情は不
採択とした。なお、農協については、「全農の株式会社化」「金融・共済部門の分離」「準
組合員の利用制限」など、さらなる改革が行われる可能性がある。産業建設常任委員会とし
ては、研修会を行うなど情報収集を行い、今後の改革が地域の農業や生活にどのような影響
を及ぼすか注視していきたい。以上です。

- 議長(辰田直久) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はあり
ませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(辰田直久) これより、討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

●大和議員(大和磨美) 議長。

●議長(辰田直久) 1番、亀山議員。

●大和議員(大和磨美) 私は、今回提出された、農協改革など農政改革に対する陳情に対して採択すべきと考え、産業建設常任委員会の不採択の決定に、反対の立場で意見を述べます。委員会での不採択の理由として、国が進めている農協や農業委員及び農業生産法人の改革は、生産現場の強化につながると言われましたが、本当にそうでしょうか、元々農協や農業委員の公選制の成り立ちを考えてみれば、農業者が、自分たちの権利を守り、意見を吸い上げそして、地域の農業を守るために、自主的に発生してきたものが成り立ちです。しかしながら、今国が進めている改革は、農業を企業化し合理性ばかりを追求し、農業者の内、特に本町で頑張っておられるような、家族経営で頑張っておられる、地方の多くの農業者の生活や権利を奪いかねないものです。農協改革については、これから政府が進めようとしている、全農の株式会社化、金融共済部門の切り離し、これにおいては、TPPとも大きく関連しており、農協が保有している大きな資金を、これはアメリカが狙っているためと言われています。農業委員の公選制の廃止については、一方で農業委員会の権限を奪いながらも、農地中間管理事業の導入で、地域の土地運用に関して、農業委員のさらなる役割を求めているという矛盾点もあります。本町の基幹産業である農業を守り、農業者の権利を守るためにも、農協改革や農業委員の公選制の廃止については、反対すべきだと考え、今回提出された陳状を、不採択とする、委員会の決定には反対いたします。

●議長(辰田直久) 次に、賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 反対討論はありませんか。

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。陳情第2号の委員長報告は不採択とすべきものであります。陳情第2号について採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

●議長(辰田直久) 賛成少数。したがって、陳情第2号、農協改革など、「農業改革」に関する陳情につきましては、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の討論・採決

●議長(辰田直久) 日程第4、議案の討論、採決に移ります。始めに、議案第48号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第48号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第48号、邑南町手数料徴収条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第49号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第49号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(辰田直久) 挙手多数、したがって、議案第49号、邑南町いこいの村しまね条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第50号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第50号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成したがって、議案第50号、邑南町奨学基金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第51号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第51号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第51号、財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第52号に対する討論に入ります。始めに、

反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第52号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第52号、財産の取得につきまして、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第53号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(辰田直久) 13番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) 議案第53号、平成27年度一般会計補正予算案第1号にたいして反対の立場で討論いたします。この補正予算には、ふるさと寄附金に返礼品を送るためのシステムを構築する、初期費用94万4千円を盛り込んだものであります。先ほどの一般質問でも申し上げましたように、昨今のふるさと寄附金めぐり、異常な争奪合戦に、本町が参加しようとすることは、常識ある自治体の対応を求める。総務省の通達にも反することでもあります。また去年の、議会の意見交換会、羽須美の会場でも、邑南町は返戻金は出していないが、この立場を貫くべきだという意見も頂いておりました。それと、この審議を巡るなかで、委員会、または全協、一般質問の中で、所々の課題を提案しましたが、それに対する明確な回答が未だ無いまま、検討を要する状態であろうかと思えます。この、返礼品を出す、意外の別な方法も含め、まだしっかり検討すべきでは無いかと思えます。また、ふるさと寄附金条例の改正をしないと、またこれを返礼品として配ることは出来ないということもありますので、この度の初期費用の投資は、9月に回しても良いのではないかと思います。こうしたことは、拙速に進めず、じっくり検討していくべきだと思います。この予算には、ほかの重要な補正も含まれておることは承知しておりますが、このふるさと寄附金の94万4千円が含まれておることに対して反対をするものであります。どうか議員諸氏の賛同をよろしくお願いします。

●議長(辰田直久) 次に、賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第53号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(辰田直久) 賛成多数、したがって、議案第53号、平成27年度邑南町一般会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第54号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第54号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第54号、平成27年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第55号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第55号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第55号、平成27年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第56号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第56号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第56号、平成27年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第57号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第57号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第57号、平成27年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第58号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第58号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成、したがって、議案第58号、平成27年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 閉会中の継続調査の付託

- 議長(辰田直久) 日程第5、閉会中の継続調査の付託について議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議員派遣について

- 議長(辰田直久) 日程第6、議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 議長(辰田直久) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成27年第5回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午後2時42分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員